

## 問 23 平成 29 年度 [問 30]



区分所有法

管理者・管理組合法人

管理組合法人に関する次の記述のうち、区分所有法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 管理組合法人は、その事務に関し、区分所有者を代理する。
- 2 理事は、規約又は集会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 3 理事は、管理組合法人の事務のうち、保存行為について、決することができる。
- 4 理事は、管理組合法人の事務に関し、区分所有者のために、原告又は被告になることができる。

■■■〔正解〕 4 ■■■

□□ 1 正

管理組合法人は、その事務に関し、区分所有者を代理する（区 47 条 6 項前段）。

□□ 2 正

理事は、規約又は集会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる（区 49 条の 3）。

□□ 3 正

管理組合法人の事務は、原則として、集会の決議によって行う（区 52 条 1 項本文）。もっとも、保存行為は、理事が決することができる（同条 2 項）。

□□ 4 誤

管理組合法人は、規約又は集会の決議により、その事務に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる（区 47 条 8 項）。すなわち、原告・被告となるのは、理事ではなく、管理組合法人である。